

新型コロナウイルス感染症関連の国並びに山形県・舟形町の施策について※6/19 現在[第 11 版]

各支援制度の詳細や掲載のない支援制度については別途ご相談下さい。青字は各施策の外部リンク先が表示されます。

①民間金融機関による信用保証付融資 ※詳しくは各金融機関にご相談ください。

P6、P15

- (問合せ先) ・中小企業金融相談窓口 0570-783183 (平日・土日祝日 9:00~17:00 まで)
・金融庁相談ダイヤル 0120-156811 (平日 10:00~17:00)
・山形県新型コロナウイルスに関する特別金融相談窓口
山形県産業労働部中小企業振興課 TEL: 023-630-2359 (平日 8:30~17:15)

・ [山形県商工業振興資金融資制度「地域経済変動対策資金」](#) ※詳しくは専用のチラシをご覧ください。

(内 容) 貸付限度額 5,000 万円 ※条件によっては最大 2 億円 (R2.5.1 より)

(主な条件) 資金用途は運転資金のみ、貸付期間は 10 年以内 (最大 2 年間の据置期間)

(金 利) 1.6% (固定金利)

※新型コロナウイルスの影響により、最近 1 か月の売上高が前年同期に比し 30% 以上減少し、かつ以後 2 か月の売上高が前年同期に比して 30% 以上減少が見込まれ、県の認定を受けたものについては**無利子**となります。

・ [山形県商工業振興資金融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」](#) ※5月1日より開始しました

(内 容) 貸付限度額 3,000 万円

(主な条件) 資金用途は運転・設備資金、貸付期間は 10 年以内 (最大 5 年間の据置期間)

他に①セーフティネット 4 号に係る市町村長の認定 (新型コロナに限る) を受けている方、②セーフティネット 5 号に係る市町村長の認定 (売上高の減少要因に限る) を受けている方、③危機関連保証に係る市町村長の認定 (新型コロナに限る)

(金 利) 1.6% (固定金利)

※上記の①及び③に該当する者並びに②に該当する者のうち、小規模事業者に該当する個人事業主及び売上高等の減少率が 15% 以上の中小事業者については、**3 年間無利子**となります。

・ [セーフティネット保証 4 号](#) など

P11、P17

(内 容) 売上高が前年同月比 ▲20% 以上減少等の場合、一般保証 (最大 2.8 億円) とは別枠 (最大 2.8 億円) で借入債務の 100% を保証

②日本政策金融公庫 (政府系金融機関) による融資

(問合せ先) ・日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル

TEL: 0120-154-505 (平日)

0120-112476 (国民生活事業・休日のみ) 0120-327790 (中小事業・休日のみ)

・ [新型コロナウイルス感染症特別貸付](#)

P7

(内 容) 融資限度額 (別枠) 6,000 万円 (国民事業) 3 億円 (中小事業)

利下げ限度額 3,000 万円 (国民事業) 1 億円 (中小事業)

無担保 (担保不要となります)

(主な条件) 最近 1 か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して

5% 以上減少している中小・小規模事業者等

資金用途は運転資金 (15 年以内) 設備資金 (20 年以内)、据置期間 5 年以内

(金 利) 当初 3 年間 基準金利 ▲**0.9%**、4 年目以降基準金利

<参考> [国民事業貸付期間 5 年の場合](#) 1.36% → 0.46%

・ [新型コロナウイルス対策マル経](#)

- (内 容) 融資限度額 (別枠) 1,000 万円
 (主な条件) 最近 1 か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して
 5%以上減少している小規模事業者等
 (金 利) 経営改善利率 1.21% (令和 2 年 4 月 1 日時点) より
 当初 3 年間、▲0.9%引き下げ→**実質 0.31%**

・ **特別利子補給制度** ※利子補給の申請方法は決まり次第中企庁HP等で公表予定です。

P10

- (内 容) 新型コロナウイルス感染症特別貸付や対策マル経等の**実質無利子化**(当初 3 年間)
 (主な条件) 個人事業主: 要件なし 小規模事業者 (法人事業者): 売上高▲15%減少
 中小企業者 (上記以外): 売上高▲20%減少

※日本政策金融公庫国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、
 「新型コロナウイルス対策マル経融資」等の合計で 4,000 万円 (拡充前 3,000 万円) となります。

③ [給付金・補助金・助成金など](#)

・ (国) [持続化給付金](#)

※6 月よりもがみ南部商工会でも申請支援体制を強化して支援を行っております。
 予約制で相談対応しますので、**予め電話等でご相談ください。**

P26

- (内 容) 感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して事業
 の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付制度
 (対 象 者) 中小企業、小規模事業者等で新型コロナウイルス感染症の影響により
 売上が前年同月比で 50%以上減少している者
 (給 付 額) 前年の総売上 (事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12 ヶ月)
 ※上記の算出方法により、法人は 200 万以内、個人事業主等は 100 万以内を支給
 (必要書類) ・ 令和元年分の所得税確定申告書 (第一表)
 ・ 令和元年分所得税青色申告決算書 (又は白色申告決算書)
 ・ 令和 2 年の対象となる月の売上台帳や帳簿など (月間事業収入がわかるもの)
 ・ 申請者本人名義の口座通帳
 ・ 本人確認書類 (運転免許証やマイナンバーカード等)
 (申請期間) 令和 2 年 5 月 1 日 (金) から令和 3 年 1 月 15 日 (金) 24 時まで
 (参考ページ) ・ [申請用ページ](#)
 ・ [持続化給付金申請要領 \(中小法人等向け\)](#)
 ・ [持続化給付金申請要領 \(個人事業者等向け\)](#)
 (申請サポート会場) [新庄会場](#)
 住所: 新庄市若葉町 4-23 ニューグランドホテル 2 階
 開設時間: 9:00~17:00 (平日土日含む)
 ※持続化給付金のページまたは下記受付専用ダイヤルでの
 事前予約が必要となります。
 (問合せ先) 持続化給付金コールセンター (受付時間 8 時 30 分から 19 時、5~6 月は毎日)
 TEL: 0120-115-570※ I P 電話の場合 03-6831-0613
 申請サポート会場受付専用ダイヤル (自動ガイダンス)
 TEL: 0120-835-130 (24 時間対応)

・(国) **雇用調整助成金** (緊急対応期間4月1日から9月30日まで) P48~50

- (内 容) 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用維持を図った場合に休業手当、賃金等の一部を助成
<助成率> 中小企業 4/5、大企業 2/3 ※支給額は15,000円を日額上限とする
(解雇等を伴わない場合は中小企業 10/10、大企業 3/4)
<支給限度日数> 1年100日の通常時の条件に加えて緊急対応期間
(主な条件) 生産指標要件 (売上高や生産量) 1か月5%以上低下
(問合せ先) ・学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金
相談コールセンター
TEL: 0120-60-3999 (受付時間9:00~21:00 ※土日祝日含む)
・[ハローワーク新庄](#) TEL: 0233-22-8609

・(国) **小学校との臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援** P51~52

- (内 容) 小学校等に通う子どもの保護者である労働者の給食に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対して助成
<支給額> 休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10
※支給額は8,330円を日額上限とする
※令和2年4月1日以降に取得した休暇においては、日額上限額を15,000円に引き上げます
<適用日> 令和2年2月27日~9月30日
(問合せ先) ・学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金
相談コールセンター
TEL: 0120-60-3999 (受付時間9:00~21:00 ※土日祝日含む)

・ **緊急経営改善支援金 (山形県) ※5月11日から6月30日まで募集期間となります**

- (内 容) 4/25(土)から5/10(日)までの16日間に、県からの企業等の活動の自粛要請に協力する県内事業者に対し、1事業者あたり**個人事業主は10万円、一部の個人事業主(施設を貸借している場合)及び法人は20万円**を支援
(対象事業者) ・3密が起きやすい業態
(飲食店※20時以降夜間営業している店に限る、遊興施設など)
・県外からの人の移動・県民の県内外の往来に係る業態
(宿泊施設、観光地や温泉地にある店舗、立寄施設、屋外運動施設
旅行業、交通等) ※詳しい業種は県資料にてご確認下さい。
※舟形町内の観光地は以下のとおり ([よくある質問](#)※県HPへ)
猿羽根山公園、アユパークふながた、マッシュルームスタンド
(申請書類) ・交付申請書
・振込先口座がわかる通帳の写し
・賃借の実態が確認できる書類 (事業所を賃借している個人事業者のみ)
(応募方法) 主たる施設等がある市町村等への郵送等
※舟形町内の場合は舟形町役場まちづくり課 (舟形町舟形263) となります。
(問合せ先) 山形県産業労働部商工産業政策課 TEL: 023-630-3151 並びに023-630-2360
(8:30~17:15 ※平日のみ)

・ **舟形町緊急経営支援金**（舟形町） ※問合せ先 舟形町まちづくり課商工支援係 0233-32-0844

新型コロナウイルス感染症による売上減少への対応として、国の持続化給付金又は山形県の緊急経営改善支援金の支給要件に該当しない小規模事業者のうち、特に大きな影響を受けている事業者に対して支援を行います。

（主な要件）

町税等及び町公共料金の滞納等がなく、次のすべてに該当する方

- ①小売・飲食・サービス業を営む小規模事業者
（宿泊業・娯楽業は常時使用する従業員が20名以下、その他は5名以下）
- ②令和元年度以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること
- ③令和2年3月1日から令和2年6月30日までの期間において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が30%以上50%未満減少した月が存在する。但し、令和元年6月1日以降に開業した場合は、開業月の翌月から令和2年2月までの総収入を同期間の月数で除した金額を前年同月の売上高とみなす。
- ④前号の期間において、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月がない
- ⑤中小企業庁持続化給付金又は山形県緊急経営改善支援金の支給要件に該当しない
- ⑥個人の場合は、舟形町内に住所及び主たる事業所を有する事業者
- ⑦法人の場合は、代表者が舟形町内に住所があり、また、登記簿上の本店所在地が舟形町内となっており、通年で事業を営業している事業者

（補助額） 10万円

（申請期間） 令和2年6月1日（月）～令和3年2月15日（月）

・ **カンパルめがみちゃん応援キャンペーン事業**（舟形町）

※問合せ先 舟形町まちづくり課商工支援係 0233-32-0844

※本事業は商工会が実施する「ふながた元気得々お買物券（30%プレミアム付商品券）」とは別事業となります

新型コロナウイルス感染症による売上減少への対応として、小規模事業者が販売促進を図る目的で独自のプレミアム付商品券を発行する事業に対して補助を行います。

（主な要件）

- ①小売・飲食・サービス業を営む小規模事業者
（宿泊業・娯楽業は常時使用する従業員が20名以下、その他は5名以下）
- ②個人の場合は、舟形町内に住所を有するものとし、法人の場合は、その代表者が舟形町内に住所を有するものとする。

（発行する商品券の主な要件）

- ・ 販売価格は1冊5,000円（額面6,500円：500円×13枚を一つにまとめて綴じる）とし、の個人に販売するもの
- ・ 現金との引換は行わず、つり銭は出さない
- ・ 一人当たりの購入限度は6冊（購入価格30,000円、額面39,000円）まで
- ・ 発行店舗でのみ利用可能
- ・ 金額と同額の商品またはサービスと引換えるもの
- ・ 発行者名及び発行番号のないもの、または有効期限後の使用については無効
- ・ プリペイドカードや商品券などの金券類の購入、公共料金の支払等を目的とした使用は禁止
- ・ 有効期限は、商品券の発行日が属する月を含む6ヵ月目の末日又は令和3年1月31日のいずれか早い日までとする

（補助額及び対象となる経費について）

- ・ 補助額30万円（舟形町内に主たる事業所を有する場合、町外の場合は20万上限）
- ・ 補助対象経費は販売した商品券のプレミアム分に相当する額、印刷製本費等

④税金等

P64～P74

- ・ [固定資産税の減免](#)
- ・ [納税の猶予の特例](#)
- ・ [税務申告、納付期限の延長](#)
- ・ [社会保険料（国民健康保険、厚生年金保険料等）の猶予](#)
- ・ [労働保険料](#)
- ・ [電気やガス料金の支払い猶予](#)

⑤その他参考ホームページ

【参考ホームページ】

- ・ [経済産業省新型コロナウイルス感染症関連ページ](#)
- ・ [厚生労働省新型コロナウイルス感染症について](#)
- ・ [山形県新型コロナウイルス感染症に関連するポータルサイト](#)
- ・ [舟形町新型コロナウイルス感染症予防のために](#)

編集 もがみ南部商工会 舟形事務所（TEL：0233-32-2242）